

### 第3章 高齢化集落における農家家族

—理論的検討と長野県松本市集落調査報告—

農林水産政策研究所 相川 良彦

#### 1 農家家族の役割移譲の理念類型とその事例—数理モデルによる接近—

高齢化が家族世代間の役割移譲に及ぼす影響を、まず、数理的に概念整理し、それから導き出される理念的な移譲類型を先行調査事例と照合させておこう。数理モデルはチャヤノフから鈴木栄太郎に引き継がれた家族周期論をベースにするが、単純化のために、後継者出生時に世帯主は役割を引き継ぎ始めると仮定し、生まれてから役割を移譲し隠退し終わるまでの過程を次のような恒等式で捉える [甲田・高坂 (1989)]。

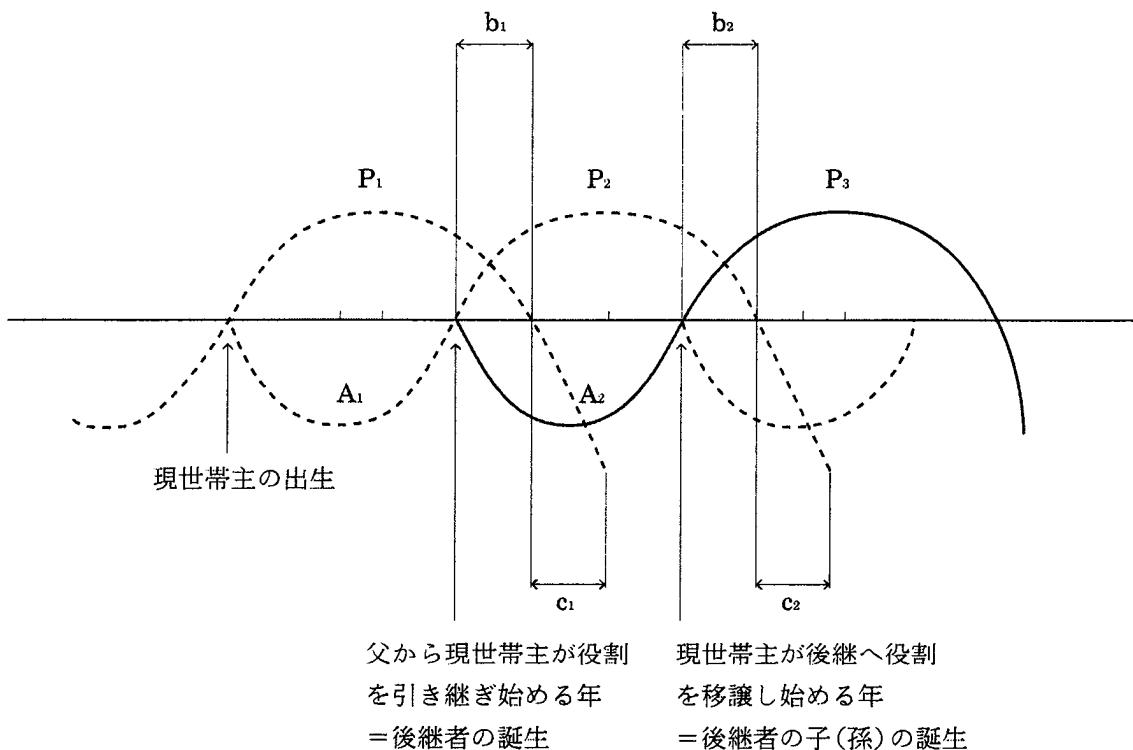
世帯主の生まれてから隠退までの生活期間は、

$$A_1 + P_2 = P_1 - b_1 + A_2 + b_2 \cdots ①$$

但し、 $P_1$ ：現世帯主（本人）の父の、世帯主としての現役期間

$A_1$ ：現世帯主（本人）が生まれてから世帯主の役割を引き継ぎ始めるまでの期間  
= 現世帯主（本人）の生育期間

$P_2$ ：現世帯主が世帯主だった父の役割を引継ぎ始めてから、隠退するまでの期間  
= 現世帯主（本人）の世帯主としての現役期間



第1図 家族周期をベースにした父から後継への役割移譲モデル

- $A_2$  : 後継者（子）が生まれてから世帯主（本人）の役割を引き継ぎ始めるまでの期間  
 = 後継者の生育期間  
 $P_3$  : 後継者が世帯主（本人）の役割を引き継ぎ始めてから、隠退するまでの期間  
 = 後継者（子）の世帯主としての現役期間  
 $A_3$  : 後継者（子）の子供（孫）の生育期間  
 $b_1$  : 父から現世帯主が役割を引き継ぎ始めて完了するまでの移行過程の期間  
 $b_2$  : 現世帯主が後継者へ役割を移譲し始めて完了するまでの移行過程の期間  
 $c_1$  : 現世帯主の父の、隠退から亡くなるまでの隠退期間  
 $c_2$  : 現世帯主の、隠退から亡くなるまでの隠退期間

第1図は、数式①を図示したもので、戦前に鈴木栄太郎が生育期間と現役期間とをどちらも30年として、永続的に繰り返す家族周期を想定した状況と異なり、戦後は長寿化により生育期間と現役期間とが一致しないという状況をあらわしている。

さて、①式を整理すれば、

$$P_1 = P_2 + (A_1 - A_2) + (b_1 - b_2) \dots ②$$

(イ) 仮に、戦前と現在とで隠退移行期間に変化のなかった場合  $b_2 = b_1$ 、他方で長寿化により現役期間の長期化が進んでいる ( $P_2 > P_1$ ) とみるならば、②式は

$$A_2 - A_1 = P_2 - P_1 > 0$$

故に、 $A_2 > A_1$

これは隠退移行期間の慣行に変化がない地域で、長寿化による現役期間の長期化が起きると、父から子への世帯主役割の移譲時期の遅延（言い換えば、生育期間の長期化）が生じることを意味する。

第1表は、石原（1977、但し、調査年次は1975年）が実施した神奈川県津久井町における父から現世帯主への役割移譲調査の整理である。

まず、役割種類別の生前発生率は、高度経済成長期（1961～75年）で7～8割、なかでもサイフ移譲が戦前（～1945年）は46%であったものが、85%へと顕著に増加している。

次に、役割の移譲年齢は、農作業、サイフ、会合とも戦前は父の年齢で50歳代中葉であったものが、高度経済成長期には60歳代へと高齢化している。それに対応して、現世帯主の役割引き継ぎ年齢も、20歳代であったのが30歳代へと引き上がる。そして、移譲が最も早い農作業と最も遅れる文書名義の移行期間は、戦前（～1945）→戦後復興期（1946～1960）→高度経済成長期（1961～1975）において、7.8→11.0(9.7)→8.9年であり、あまり大きな変化はなかった（但し、移行期間は父相互と世帯主相互の各移行期間の平均値）。

このように、津久井町においては、役割移譲の移行期間に変化がなく、役割移譲の開始年齢に遅延が起き、移譲が全体の高齢化をもたらしている類型に照合するケースである。2節で報告する松本市集落も、長寿化が移譲時期の遅延を起こす、このパターンである。

第1表 神奈川県津久井町における役割移譲の状況

(単位：歳)

年代	～1945	1946～1960	1961～1975
	父→世帯主	父→世帯主	父→世帯主
農作業中心	55.4 → 21.5	58.2 → 27.4	61.0 → 28.2
生前発生率	61.5%	70.0%	71.4%
サイフ	56.3 → 24.7	61.8 → 31.3	67.4 → 35.4
生前発生率	46.4%	52.0%	84.6%
会合	57.0 → 25.8	63.9 → 32.9	67.2 → 33.2
生前発生率	70.6%	73.5%	72.0%
文書名義	63.5 → 28.9	69.1 → 38.4(35.8)	70.1 → 36.9
生前発生率	40.7%	48.4% 葬式↑*1	63.9%
父と世帯主の年齢差			
農作業中心	33.9	30.8	32.8
文書名義	34.6	30.7	32.2
農作業と文書名義間の隠退移行過程の期間差 (単位：年)			
父相互の間	8.1	10.9	9.1
世帯主相互の間	7.4	11.0(8.4)	8.7

資料：石原（1977）による。

(口) 仮に、父から現世帯主への役割移譲が、例えば後継者の出生を契機とするというよう慣行化され、変化がなかった場合、世代間での生育期間は等しくなり、 $A_1 = A_2$ である。すると、②式は、

$$b_2 - b_1 = P_2 - P_1$$

となるが、他方で、長寿化により現世帯主世代の方が父世代より現役期間が長期化 ( $P_2 > P_1$ ) しているので、

$$b_2 - b_1 = P_2 - P_1 > 0$$

$$\text{故に}, \quad b_2 > b_1$$

となる。つまり、役割引き継ぎの開始時期に変わりがなければ、現役末期の役割移譲の移行期間の長期化が生じている。この類型には、都市近郊・ブドウ作地域である山梨県勝沼町の調査事例（調査年次 1966, 92 年）が、照合する（第2表）。

まず、4つの役割の移譲開始年齢は、父から現世帯主の場合平均で 66.0 → 33.2 歳、現世帯主の場合平均で 68.5 → 36.8 歳となり、1 世代間で 2.5 ~ 3.6 歳の遅れが生じたが、その遅れの程度は小さかった。

次に、移譲開始が最も早く始まる農作業管理と最後になる預金名義との移行期間は、3.7 → 7.6 年へとこの 1 世代間で倍近く長期化している。

第2表 山梨県勝沼町における役割移譲における続柄別年齢と移行期間

——生前発生と死後を込みにした数値——

(単位:歳)

	父 → 世帯主	世帯主 → 後継
農作業管理	64.8 → 31.8	65.3 → 33.6
サイフ	66.4 → 33.6	69.1 → 37.6
会合出席	64.1 → 31.4	66.7 → 35.0
預金名義	68.5 → 35.8	72.9 → 41.1
父と世帯主の年齢差		
農作業管理	33.0	31.7
預金名義	32.7	31.8
農作業と預金名義間の隠退移行過程の期間差 (単位:年)		
上世代相互の間	3.7	7.6
下世代相互の間	4.0	7.5

資料:石原(1993)による。

この結果、現世帯主は、父から31.4歳で会合出席を手始めにして順次役割を引継ぎ、35.8歳時に預金名義をもって全役割を担うことになる。それから30年後、65.3歳で農作業を手始めに順次役割を移譲して、72.9歳で預金名義を譲って、完全に隠退する。この間、父から世帯主への譲受過程4.4年に対し、世帯主から後継への譲渡過程7.6年へと長期化した。

このように、勝沼町は、父の代から60歳代で役割移譲を始める、もともと移譲開始年齢の遅い(言い換れば、生育期間の長い)地域であった。こうした地域で長寿化の影響により世帯主から後継への移譲が更に遅延化すると、それへの対応パターンとして親子間の役割移譲の移行過程の長期化が起きるようになったものと思われる。

(ハ) 逆に、役割移譲慣行が堅固で、世帯主役割の引き継ぎ始め年齢が変わらない( $A_2 = A_1$ )だけでなく、後継者の就農の促進や年金受給などへの期待(思惑)から後継者への移譲も早まり、現役期間の短縮化が起きているような場合( $P_2 < P_1$ )には、

$$b_2 - b_1 = P_2 - P_1 < 0$$

故に、 $b_2 < b_1$

となる。つまり、役割移譲過程の移行期間の短縮化が起きるのである。第3表の田畠酪農・専業農家地帯である北海道伊達町の調査事例が、これに照合する[杉岡(1990)]。

まず、4つの役割の移譲開始年齢は、父から現世帯主への移譲の場合平均で59.8→30.0歳、現世帯主から後継者への移譲の場合平均で58.1→29.4歳となり、後者の方が父で1.7歳、後継者で0.6歳と、僅かながら若返っている。

次に、移譲開始が最も早く始まる農作業管理と最後になる預金名義との移行期間は、父→世帯主の場合7.1→7.1年、世帯主→後継の場合6.3→4.9年となって、この1世代間で変わらないか、もしくは短縮されている。

第3表 北海道伊達町における役割移譲における続柄別年齢と移行期間

(単位:歳)

	父 → 世帯主	世帯主 → 後継
農作業管理	56.7 → 26.7	55.0 → 26.3
サイフ	61.7 → 32.9	60.4 → 32.9
会合出席	57.1 → 26.7	55.8 → 27.1
書類名義	63.8 → 33.8	61.3 → 31.2
譲渡者と譲受者との年齢差		
農作業管理	30.0	28.7
書類名義	30.0	30.1
農作業と書類名義間の役割移譲の移行期間(年)		
譲渡者の移行期間	7.1	6.3
譲受者の移行期間	7.1	4.9

資料: 杉岡(1990)による。

このように酪農專業地帯である伊達町の場合、比較的若い年齢での親から子への役割移譲がなされており、とくに現世代では、おそらくは後継者の就農促進、或いは年金受給などへの期待から、移譲年齢の若返りさえ起きていたのである。

## 2 高齢化が役割移譲に及ぼす影響—長野県松本市集落調査より—

### (1) 調査2集落農家の概況

長野県松本市内の都市近郊2集落(1つは中山間地、もう1つは平地に所在)の実態調査

(1)から、高齢化が農家の役割移譲に与える影響を検討しよう。

第4表は、調査2集落の(有効回答)農家の、第一作目別、世帯主職業別の戸数と平均経営耕地面積を示している。第一作目が果樹の農家が最も多く(25戸)、ついで稲作(13戸)である。世帯主の職業は、果樹農家において過半数(14人)が農業に就くのに対し、稲作と野菜作において過半数(8人、7人)が勤めている。

第4表 世帯主職業別・第一作物種類別の経営耕地平均と戸数

単位:アールと(戸数)

世帯主職業	水稻	野菜	果樹	その他	不明	総計
勤め	57(8)	64(7)	100(9)		17(1)	73(25)
自営	23(1)	88(2)	18(1)			54(4)
農業	177(4)	20(1)	143(14)	0(1)		137(20)
無職				71(2)		71(2)
不明			150(1)			150(1)
総計	90(13)	64(10)	123(25)	47(3)	17(1)	96(53)

資料: 松本集落農家調査(1997)による。以下同様。

注: 世帯主職業が農業で、果樹及び作目不明の各1戸は面積不明で除外。

2集落の比較では、平地集落の場合、農家総数21戸、平均経営耕地139アール、8割(16戸)までは果樹作中心であるのに対し、中山間地の場合、農家総数32戸、平均経営耕地69アール、第一作目は稻作11戸、野菜作9戸、果樹作8戸などに分散している。それに対応して、世帯主の職業も、平地集落では、農業13人、勤め7人、不明1人なのに対して、中山間集落では、勤め18人、農業8人、自営4人、家事・無職2人となる。

このように、都市近郊2集落においては、世帯主の勤めが一般化している。そして、農外勤めを促進または抑制する条件として、農業生産基盤の強度がある。経営耕地面積が広くて、果樹作に特化して専業的農業を営んできた平地集落ではいまだに農業にとどまる世帯主が多いが、経営面積が零細で農業生産基盤の脆弱な中山間集落では、農外への勤めに傾斜する者が多いのである。

第5表で、年齢層別の戸数と家族形態別の続柄人数を示している。家族形態で最も多いのが2世代夫婦家族21戸、以下に、片親と夫婦家族13戸、独身子(後継)・高齢夫婦8戸、夫婦と子供6戸、変則・独居(老人)5戸と続く。また、年齢層では、世帯主の3分の1程度が65歳以上で占められており、とくにその傾向は中山間集落に強い(中山間集落32人中14人:平地集落21人中3人)ことである。

以上から、2集落の農家概況を次のように捉えて良いだろう。都市近郊にある2集落は、通勤兼業が安定しているので、中山間地一般の農業集落<sup>(2)</sup>に比べて、直系家族が比較的堅固に維持されること、その中で世帯主の高齢化が徐々に進んでいることである。

**第5表 世帯主年齢層別・家族構成別の農家数**

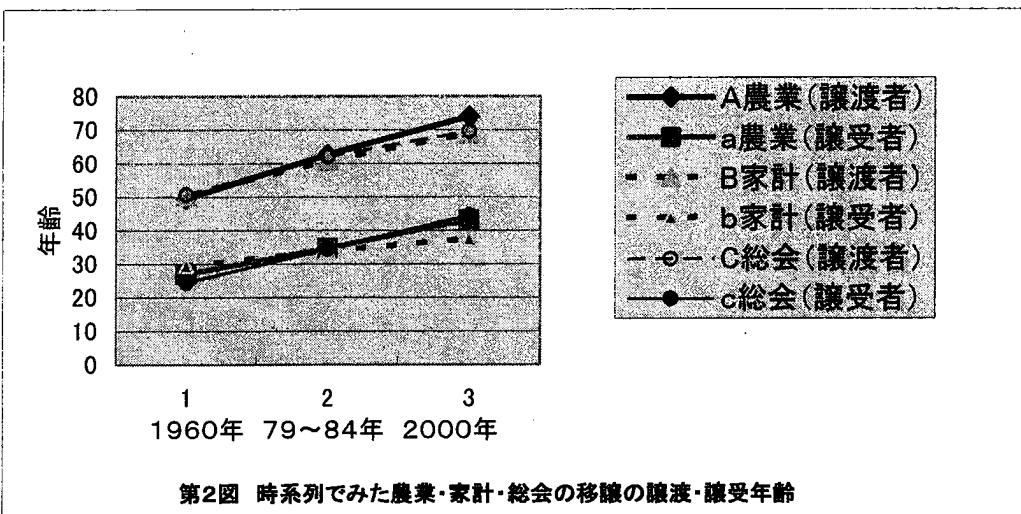
(単位:戸)

世帯主年齢区分	2世代夫婦	片親と夫婦	夫婦と子供	独身子・高齢夫婦	変則・独居	総計
65歳以上	7		1	6	2	16
64-50	7	8	3	1	2	21
49歳以下	5	5	2	1		13
年齢不明	2				1	3
総計	21	13	6	8	5	53

## (2) 高齢化が役割移譲へ及ぼす影響

松本市の2集落は、中山間地と平地、稻作と果樹中心などの違いがあった。だが、宅地化は未だ進んでおらず(例えば、貸家所有者なし)、兼業機会に恵まれた都市近郊農村という共通項があった。そこで本(2)節では、データをプールして取り扱い、都市近郊農村における高齢化が役割移譲へ及ぼす影響の実態分析を試みることにしよう。

第2図は、横(X)軸に西暦、縦(Y)軸に役割移譲時の年齢を取って、3種の役割移譲を譲渡者及び譲受者別に測定した単回帰式を、図示している。6のうち5回帰式までが(自由度調整済みの)相関係数は0.5を上回り、回帰係数の符号は正であった(但し、決定係数は低かった)。これは、具体的に言い換えれば、最近になるほど、役割移譲の譲渡年齢も、譲受け年齢も高齢化しつつあることを意味する。また、図中の譲渡年



第2図 時系列でみた農業・家計・総会の移譲の譲渡・譲受年齢

権限種類	譲渡／受者	回帰係数a	定数項b	決定係数R <sup>2</sup>	相関係数R	サンプル数
農業経営	譲渡者	0.615	12.556	0.46	0.68	6
農業経営	譲受者	0.403	2.767	0.27	0.52	15
家計費管理	譲渡者	0.467	22.343	0.27	0.52	15
家計費管理	譲受者	0.205	17.085	—	—	21
総会出席	譲渡者	0.475	22.163	0.25	0.50	11
総会出席	譲受者	0.503	-5.806	0.32	0.57	19

注:  $Y=aX+b$  により計測し、下記の回帰式を測定のうえ、 $X=1960, 2000$ 年  
及び、移譲発生年の平均(1979~84年に分布)の3年次を図示した  
但し、Y:移譲発生時の年齢、X:移譲発生年(西暦)  
なお、決定係数R<sup>2</sup>、相関係数Rともに自由度調整済み。

齢の上3本の回帰式と譲受者の下3本の回帰式はほぼ平行なので、親(譲渡者)が後継者(譲受者)を生む年齢に変化がなかったことも示唆されている。

ここで注意が必要なのは、上記の役割移譲が、種類によっては必ずしも一般的に行われている慣行でないこと、譲渡者と譲受者が、移譲される役割種類により異なっていること、である。具体的に、譲受者を基準にして、役割種類別の移譲の間柄関係のケース数を整理してみよう。

(A) 農業経営の場合、父→後継者6、その他6、死後相続3、権限保持18、である。親が権限保持の場合の後継者の平均年齢は39.8歳と若くないので、農業経営を生前に親から子へ移譲するのは少数派(33例のうち12例=36.4%)と見なければならない。後継者が常勤形態で通勤する当地においては、親が死ぬまで農業経営の管理にあたるケースが多いのである。

(B) 家計費管理の場合、父→後継者1、母→後継者の妻15、その他2、死後相続3、親が権限保持4、である。親が権限保持の場合の譲受者候補の平均年齢は30.3歳といまだ若いので、少数の例外ケースをのぞいて、母から妻への(女系のルートでの)生前移譲が励行されていることがわかる。家計費管理における女性の役割の大きさと、後継者の妻(嫁)への配慮をうかがわせるものである。

- (C) 総会出席の場合、父→後継者 12、母→後継者の妻 4、その他 3、死後相続 16、である。総会出席を生前に親から子へ移譲するのは 35 例のうち 19 例 (54.3%) と、半ば行われている状況にある。譲受者の年齢平均が、父→後継者の場合 33.9 歳、死後相続 35.4 歳となってあまり差がないので、総会出席の生前移譲は加齢により促進されると言うよりも、ある年齢に達した時、おののの家族の事情に応じて行われることもあれば、行われないこともある、緩やかなしばりの慣行を見て良いだろう。
- (D) 農地名義の場合、父→後継者 5、その他 1、死後相続 6、名義保持 16、である。生前に親から子へ移譲するのは 28 例のうち 6 例 21.4% と少数なので、第 1 図において図示を省いた。農地名義の生前書き換えは、なにか特別な契機（例えば、圃場整備事業など）にともない発生するものようである。
- (E) このように、当地は役割移譲がさほど慣行として確立していない地域であると言える。そこで長寿化が進むと、役割移譲の開始時期に遅延が生じていた。1 の理念類型モデルで言えば、(イ) 津久井町と同タイプの現象が起きるものと思われる。

### (3) 高齢化のもとでの家族形態と勢力類型

#### 1) 家族勢力構造の類型モデル

増田（1965）は、ブラッド&ウォルフ（1960）がデトロイト市において実施した夫婦の権威型検出のための調査票を日本向けに修正して、神戸市の夫婦及び姑一夫婦家族を対象にして調査した。それらの比較から確認された日本の家族の特徴は、アメリカが夫婦同等に意思決定に加わる一致型が多かったのと対称的に、伝統的に性別分業が明確なために協議なしに意思決定がなされる自律型が多いこと、また、男優位型が、家父長制の強さから多いとの予想と裏腹にアメリカよりも少ないと、であった。

松本市 2 集落の農家調査において、我々はブラッド&ウォルフの調査項目と類型方法に準じて調査票を設計し、家族勢力構造を類型化した（第 7 表注(2) 参照）。ただ、調査対象者が、デトロイト調査が夫婦を、神戸調査が夫婦、及び姑と夫婦のいる家族であったのに対し、松本調査では農家全戸を対象にしたという違いがあった。そのため、それら家族は夫婦家族のみならず、親子 2 世代夫婦、片親と夫婦、変則家族、独居老人などの家族形態が含まれていた。

それら様々な家族に対してブラッド&ウォルフとほぼ同様の調査項目を尋ねる場合、デトロイトや神戸調査では夫または妻いずれかの意思決定者の確定で済んだが、松本では夫、妻、父、母、後継者、嫁の 6 者の間の意思決定者を確定しなければならない。しかし、6 者の組み合わせによる家族勢力構造の類型化は数が多くなり煩雑なので、本論では、6 者を男と女、上世代と下世代の 2 範疇にまとめて論じることにした。

ブラッド&ウォルフ及び増田は、決定をくだす事項（質問項目、前者 8 間、後者 10 間）の 5 段階選択肢スコア（1～5）の平均値を 3 分して「夫優位型」、「妻優位型」、[中間型] という相対的勢力類型を析出した。ただし、中間型を規定するスコア平均値の範囲が、ブ

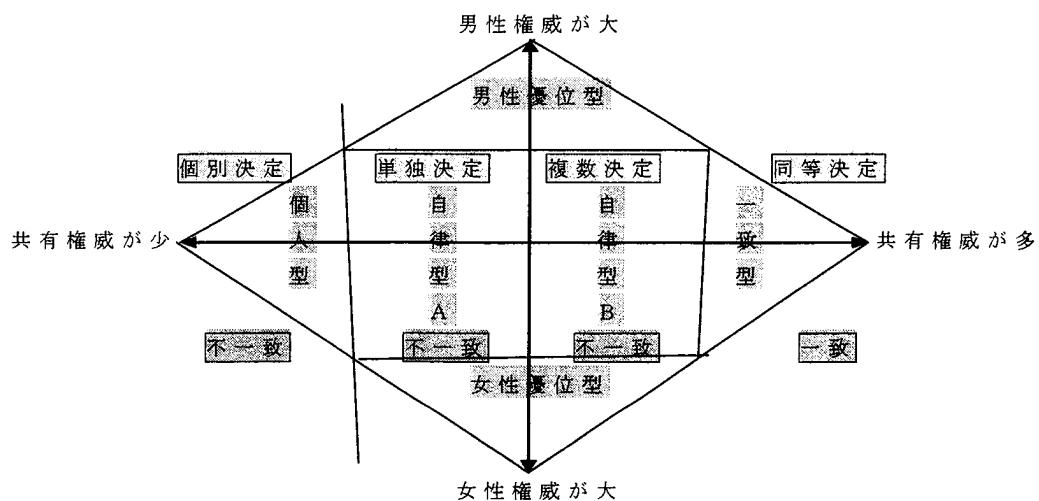
ラッド&ウォルフにおいて狭く、増田において広いという違いがある（第7表注(3)参照）。

次に、夫婦が同等に決定する事項選択数を、夫と妻の共有する権威の判定基準とする。全項目のうち、過半数以上を同等に決定する家族を「一致型」、それ以下を「自律型」という2類型に分けるのである。共有する権威の基準は、ブラッド&ウォルフならびに増田が「同等決定」数が過半数か否かだけで一元的に判定したのに対し、本論では、そのほかに、「複数決定」、「単独決定」、「個別決定」を加えて4種で判定することにした。その理由は、後3種の意思決定方法を「同等決定」以外として1つの範疇に括るには違いがありすぎるからである。「複数決定」と「単独決定」は「自律型」家族の意思決定方法として同一視して良いかもしれないが、その内容は大きく異なっている。また、「別々決定」は、家族の個人化傾向<sup>(3)</sup>に対応する意思決定方法と考える。

第3図は、ブラッド&ウォルフの提起した夫と妻の勢力構造の類型モデル図を、上述の問題意識により修正した、家族の勢力構造の類型モデル図である。縦軸は、スコア総和によりきまる男女間の相対的権威の大きさ、横軸は対等の協議など意思決定方法により判定する男女間の共有する権威の多寡を現わしている。

ブラッド&ウォルフの類型モデル図との違いは、対象が夫と妻間ではなく、男女間（性別）の勢力関係である点、また、横軸の共有権威の多寡を「同等決定」のみで一元的に判定せず、「複数決定」、「単独決定」、「個別決定」を追加して、それらに対応させて家族勢力構造の類型を「自律型」に関してAとBとに細分し、さらに「個人型」を加えた点である。追加した意思決定方法4種に対応するブラッド&ウォルフの共有権威の判定区分は、参考までに第3図の横軸の下側に「一致」「不一致」という2区分で表示している。

このモデル図がブラッド&ウォルフのそれと違うのは、権威共有の判定基準が2種から4種へと詳細になったところである。その結果、家族勢力構造の類型が、「自立型」がA型



第3図 直系家族の勢力構造のモデル図

とB型に細分されたこと、集団性の強度に質的変化がある「個人型」という新たな勢力構造類型が創設されたこと（第3図で「個別決定」と「単独決定」との間を仕切るやや長めの縦線で図示）、である。

では、これら4種の意思決定方法が、どのような相互関連のもとにあるかを確認しよう。第6表は、松本市2集落農家（有効回答36戸）の意思決定方法4種を主成分分析により2軸に統合することにより、逆に4種の相互関連を位置づけたものである。

1軸は、家族成員の役割分担が明確な典型的直系家族における意思決定方法の内訳として、「単独決定」と「複数決定」という2種があることを示唆している。役割の規範化された直系家族において、意思決定が協議しなくとも出来るケース（自律型A）と複数で協議して後に誰かのイニシアティブで決めるケース（自律型B）とでは、性格が違うのである。

2軸は、複数成員による協議とその中心的人物による決定という方法を取らない、しかし、成員が個別に意思決定するわけでもない家族集団において、別の意思決定方法があることを示唆している。それを、直系家族の弱体化形態としての、夫婦家族における意思決定の仕方とここでは解釈しておきたい。その内訳として、男女が同等に意思決定に参加する「同等決定」（一致型）と、役割が規範化されることで一人でも決めうる「単独決定」（自律型A）とがあり、両者はその性格を異にしている。

なお、4項目のなかで「個別決定」は、主成分負荷量の小ささに現れるように、両軸との相関が小さい。（「個別決定」という意思決定方法に象徴される）家族の個人化は、直系家族や夫婦家族とは次元を異にする、第3の問題である、と言えよう。

以上、意思決定方法は4種あり、その背後には家族構造（直系家族と夫婦家族）の存在が推察された。ここから、我々は意思決定方法を権威の共有面に限定せず、権威（集団結合）のあり方の多面性を示す基準として捉えるのである。

**第6表 男女間の意思決定方法4種の相互関係**

—主成分分析による—

**(A) 主成分負荷量**

主成分No.1	主成分負荷量	主成分No.2	主成分負荷量
単独決定	-0.60579	単独決定	-0.78520
同等決定	-0.47249	個別決定	-0.16120
個別決定	-0.09371	複数決定	-0.04336
複数決定	0.99483	同等決定	0.87586

**(B) 寄与率**

固有値表	固有値	寄与率	累積寄与率
主成分No.1	9.11	54.2%	54.2 %
主成分No.2	6.96	41.5%	95.7 %

## 2) 家族構成別・男女勢力構造類型別にみた権威共有の程度

ウォルフと増田の基準とその修正版の筆者基準との差異を調査事例により明らかにしよう。第7表は、これら3基準で松本調査の農家を勢力類型別に分け並べたものである。

まず、表頭最左翼の「デトロイト調査（ウォルフ）」において、ウォルフはアメリカ都市夫婦において、「自律型」が多い（40%）ことと「女優位型」が意外と少ない（4%）ことを発見した。次に、増田は、相対的権威のスコア範囲を恣意的に広げることによって、日本における夫優位型の少なさと「自律型」の多さを強調した。両者は、質問項目が異なるため直接比較ができないものの、「自律型」の多さを主張した点で共通している。

**第7表 調査地域別、相対的権威・権威共有の基準別にみた家族勢力類型の戸数分布割合**

(単位: %)

家族勢力類型 ウォルフ版	デトロイト調査 (ウォルフ)	神戸調査 (増田)	家族勢力類型 修正版	松本調査(ウォルフ基準)	松本調査 (増田基準)	松本調査(男女: ウォルフ)	松本調査(男女: 増田基準)
夫優位型	25	4	男優位型	39	11	39	11
一致型	31	16	一致型	19	19	22	25
女優位型	4	10	女優位型	5	3	5	3
自律型	40	70	自律型	36	67	31	58
			自律型A			12	22
			自律型B			19	36
			個人型			3	3

注(1) ウォルフ調査は1954～55年にデトロイト市656夫婦家族の妻、増田調査は1963年に神戸市274夫婦家族の妻、筆者調査は1997年に松本市36農家（内訳は第8表「家族構成」参照）の成人を調査回答者とした。

(2) ウォルフ調査の質問項目は、①夫の職業選択、②購入車種、③生命保険加入、④レジャーの行き先、⑤借家、⑥妻の職業選択、⑦医者の選択、⑧食費の管理の8項目であった。増田調査の10質問項目は④のみウォルフ調査とほぼ共通するだけで、残りは日常生活の細々とした側面を問うている。筆者ら調査は、①、②、③、⑥、⑦、⑧はウォルフ調査の内容とほぼ共通だが、「④レジャーの行き先」に替えて「農作業」、「⑤借家」に替えて「家の新築・増改築」、の決定の仕方を尋ねている。

(3) 各質問項目の意思決定を、①つねに夫、②妻というよりは夫、③夫と妻とは全く同等に、④夫というよりは妻、⑤つねに妻、の5段階で回答者に選ばせ、1～5のスコアを与えて、その平均値で男女間の相対的権威を、③「夫と妻とは全く同等に」の選択総数で共有権威を判定した。ただ、前者（男女の相対的権威）のスコア範囲を、ウォルフは2.5～3.5としていたのに対し、増田は2.1～3.9へと拡大している。

(4) 表頭の「松本調査（ウォルフ基準）」とは、男女間の相対的権威、及び共有権威とともにウォルフと同じ基準で松本調査農家を判定すること、また、「松本調査（男女：ウォルフ）」とは男女間の相対的権威のみウォルフと同じ基準で判定するが、男女間の共有権威を本論で提示した意思決定4種でもって判定しなおすことを意味している。「松本調査（増田基準）」もそれに準じる。

同表右側 4 列は、質問項目をデトロイト調査のそれに概ねあわせた松本調査農家について、ウォルフ基準、増田基準、筆者基準の 3 基準でそれぞれ勢力類型を仕分けて、どのような差異が生じるかを比較したものである。

まず、ウォルフ基準（右から 4 列目）と増田基準（右から 3 列目）とを見比べると、増田基準が「男優位型」と「女優位型」とを減少させ、その分「自律型」を増加させたことが明らかである。具体的には、デトロイト市夫婦と現代の松本市農家の勢力類型では、「自律型」が 4 割程度、「女優位型」が 4~5% でほぼ同程度に存在するが、「一致型」がデトロイト市夫婦に多く（31%）、「男優位型」が松本市農家に多い（39%）のが違っている。調査時期に 40 年強のズレがあり、対象も前者が夫婦家族、後者が 2 世代夫婦も含む直系家族を対象としているので、結果を鵜呑みにするわけにはいかないが、日本農家において「男優位型」が（「自律型」と並んで）多いことを示唆する調査結果である。

右側 2 列目の「松本調査（男女：ウォルフ）」は、男女間の相対的権威についてはウォルフ基準を採用するが、他方で共有権威については内訳 4 種をそのまま採用するという筆者なりの基準修正により勢力類型を仕分けた結果である。また、右側 1 列目「松本調査（男女：増田基準）」は判定範囲を恣意的に拡張（第 7 表注(3) 参照）することによって自律型を顕著に増やすため、尺度としての客観性を欠く。それで、右側 2 列目の「松本調査（男女：ウォルフ）」基準を採択して、松本調査の結果を見ていくことにしよう。

男女間の相対的権威はウォルフ基準を適用しているため、右から 4 列目の「松本調査（ウォルフ基準）」と同数である。違いは共有権威の内訳で、ウォルフが意思決定の方法を「同等決定」により 2 区分したのに対して、筆者がその他に「複数決定」「単数決定」「別々決定」を加えて 4 区分にした点である。そして、それらに対応して、勢力類型も「一致型」の他に「自律型 A」「自律型 B」「個人型」が付け加わったことは既に述べた。この意思決定方法の細分化という筆者の修正基準は、ウォルフ基準に比べて、「一致型」を 19→22% へと微増させ、自律型を 36→31% へ微減、そして個人型を新たに 3% 作り出した。そして、自律型の内訳は A 型（「単数決定」）12%，B 型（「複数決定」）19% となつた。筆者なりの共有権威基準の修正は、「自律型」の戸数をやや抑えめにし、逆に、少ないながらも「個人型」の存在に照明をあてる効果をもつたのである。

このような筆者の修正基準による勢力類型は、家族構成とどのような対応関係にあるかを、次に見ておこう。

第 8 表は、勢力類型（男女間相対的権威はウォルフ基準、共有権威は筆者の修正版 4 区分を採用）と家族構成とのクロス表である。《2 世代夫婦》は「男優位型」（9 戸）が、また《片親と夫婦》《夫婦と子供》では「自律型」（5 戸、3 戸）がそれぞれ過半数を占める。そして、「女優位型」は《夫婦と子供》と《独身・高齢夫婦》とに各 1 戸、また「個人型」も《変則・独居》に 1 戸あるのみであった。逆に、「一致型」8 戸は家族構成 3 形態に存在しながら、半数（4 戸）が《2 世代夫婦》に偏在していた。

第8表 家族の勢力類型別、家族構成別にみた農家数(男女間ウォルフ基準)

(単位:戸)

①男優位②中庸③女優位2	①対等②不平等 ③単独④別々	2世代夫婦 片親と夫婦 夫婦と子供 独身子・高齢夫婦 变則・独居	総計	家族勢力類型
男優位	同等決定	1	1	
	複数決定	3 3	1	7
	単独決定	5 1		6
男優位 合計		9 3 1 1	14	男優位型
中庸	同等決定	4 1	3	8 一致型
	複数決定	1 3	3	7 自律型B
	単独決定	1 2	1	4 自律型A
	別々決定		1	1 個人型
中庸 合計		6 6 3 4 1	20	
女優位	単独決定	1 1		2
女優位 合計		1 1	2	女優位型
総計		15 9 5 6 1	36	

直系家族の典型的な家族構成である《2世代夫婦》には「男優位型」が強い反面、「一致型」が多いのは2組の夫婦が同居する家族構成においては、成員間の同等の立場での協議が必要なことを物語っている。そして、「女優位型」や「別々決定」（「個人型」）が少数で、かつ《夫婦と子供》、《独身子・高齢夫婦》、《変則・独居》という直系家族の変則形態に分散するのは、それらが直系家族の崩れたところに派生しやすい勢力類型であり、その意思決定方法であることを示唆している。

第9表は、家族の勢力類型、家族構成別、及び世帯主年齢層をクロスさせた表である。家族勢力類型の構成割合との関連で、相対的に65歳以上層が多いのは「個人型」と「女優位型」、逆に64歳以下の青壮年層が多いのは「自律型B」と「男優位型」、そして「一致型」は65歳以上層にも以下層にも分散する勢力類型であることが見て取れる。また、年齢層と家族構成との関連では、65歳以上が多いのは《独身子・高齢夫婦》，64～50歳層が多いのは《片親と夫婦》，49歳以下層は相対的に《2世代夫婦》が多い。さらに、勢力類型と家族構成との関連では、「男優位型」と「一致型」は《2世代夫婦》、「自律型」は《片親と夫婦》にそれぞれ多く、「個人型」と「女優位型」とは《夫婦と子供》、《独身子・高齢夫婦》、《変則・独居》の各家族構成に分散することがわかる。

このように、中山間地農家における勢力類型・家族構成と高齢化との関係は、若い世代 第9表 势力類型、家族構成、世帯主年齢層間の農家数クロス表

(単位:戸)

	65歳以上	64～50歳	49歳以下	2世代夫婦型	片親と夫婦	夫婦と子供	独身子・高齢夫婦	変則・独居	総計
男優位型	3	7	4	9	3	1	1	0	14
一致型	4	2	2	4	1	0	3	0	8
自律型B	0	3	4	1	3	3	0	0	7
自律型A	2	2	0	1	2	0	1	0	4
個人型	1	0	0	0	0	0	0	1	1
女優位型	2	0	0	0	0	1	1	0	2
総計	12	14	10	15	9	5	6	1	36
2世代夫婦型	5	5	5						
片親と夫婦	0	7	2						
夫婦と子供	1	2	2						
独身子・高齢夫婦	5	0	0						
変則・独居	1	0	0						

が女性優位型や個人型、高齢世代が男優位型や自律型という一般通念とはまる逆であった。つまり、高齢化による直系家族の弱体化（典型的には、夫婦と独身後継の世帯や高齢夫婦2人世帯など）が、「女優位型」や「個人型」の勢力類型を生み始めているのである。

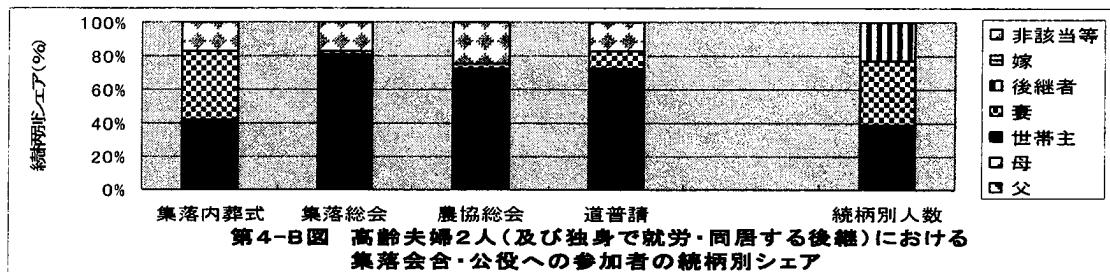
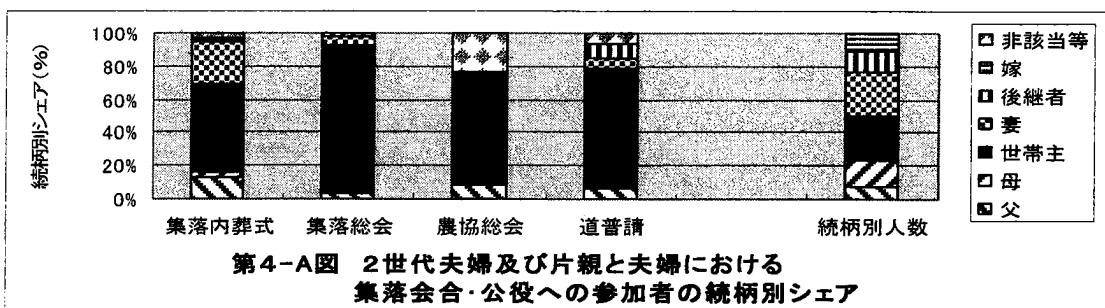
家族が個人化した、或いは、女性中心に切り盛りされる家族は若い世代の家族スタイルと一般に考えられがちだが、中山間地の農家にあっては、高齢化により直系家族が崩れた世帯中心に生じている。同様に、成員と相談しながら中心的人物が采配をふるう、或いは、男性中心に切り盛りされる家族は、高齢世代における伝統的な家族スタイルと一般に考えられがちだが、当調査集落にあっては、世帯主が相対的に若い世代の、言い換えれば、直系家族（《2世代夫婦》や《片親と夫婦》）の維持された世帯の勢力類型なのである。

#### （4）直系家族における役割分担の特徴と高齢化の影響

直系家族における家族員の役割分担の特徴と、そこにおける高齢化による影響について、明らかにしておこう。第4図は、4種の社会的会合・公役に家族員の誰が参加するかを尋ねた結果である。「2世代夫婦」21戸と「片親と夫婦」13戸の計34戸の集計結果を第4-A図、それ以外の家族構成の中から、世帯主が60歳以上の夫婦2人世帯と、60歳以上の夫婦2人と独身で就労かつ同居する後継のいる世帯（以下、「高齢夫婦」<sup>(4)</sup>と略称）12戸の集計結果を、第4-B図に図示している。

図中の右端の「続柄別人数」は、続柄別人数シェアを対照として掲載している。「2世代夫婦」及び「片親と夫婦」の人数内訳は、父10人、母20人、世帯主34人、妻34人、後継17人（うち、女性1人、未婚5人）、嫁13人で、その平均年齢は、75歳（集計人数9人、以下同様）、母78歳（19人）、世帯主57歳（31人）、妻54歳（32人）、後継34歳（17人）、嫁36歳（13人）である。他方、「高齢夫婦」のそれは、世帯主12人、妻12人、後継7人（うち、女性3人、未婚6人）で、その平均年齢は、世帯主66歳、妻64歳、後継33歳であった（集計人数は総人数と一致）。世帯主夫婦の平均年齢において、「高齢夫婦」の方が「2世代夫婦」及び「片親と夫婦」よりも9歳高いことがわかる。だから、「高齢夫婦」は、親子2世代夫婦同居の原則を守る「2世代夫婦」が、もう少し高齢化して片親を亡くして「片親と夫婦」となり、さらに両親を亡くしてしまったものの、後継は他出又は未婚状況にある、親子2世代同居の崩壊途上の家族形態という性格をもつ。

第4-B図は、「高齢夫婦」における社会的会合・公役への続柄別参加シェアである。上図と比較して、次のような特徴がある。父母は既に死んでいるので、続柄項目から父母は除外される。上図（「2世代夫婦及び片親と夫婦」）で道普請に出ていた後継が、下図（「高齢夫婦」）において出なくなるのは、未婚の後継は未だ社会的に認知されておらず、役割を分担する必要がないためである。「2世代夫婦及び片親と夫婦」（上図）で父と後継が部分的に担った役割は、「高齢夫婦」（下図）では、集落内葬式のみは妻の役割を世帯主並みに増加させたが、それ以外はほとんど世帯主が肩代わりするようになった。フォーマルな社会的会合・公役への参加は世帯主の役割であり、高齢化がその傾向を助長する。



- 注 1) 集計総数は2世代夫婦と片親と夫婦の計34戸、高齢夫婦12戸である。  
 2) 図中の「非該当等」は、質問が非該当等の理由で回答しなかった者を指す。  
 3) 第4-A図グラフの後継者と嫁は僅少で不分明なので、数値(%)を以下に示す。

	集落内葬式	集落総会	農協総会	道普請	続柄別人数
後継者	1.0	2.5	1.0	8.8	
嫁	1.0	0.0	0.0	0.0	

同様に、第5-A図により、「2世代夫婦及び片親と夫婦」における家事諸項目の続柄別の分担者シェアの特徴を列記しよう。

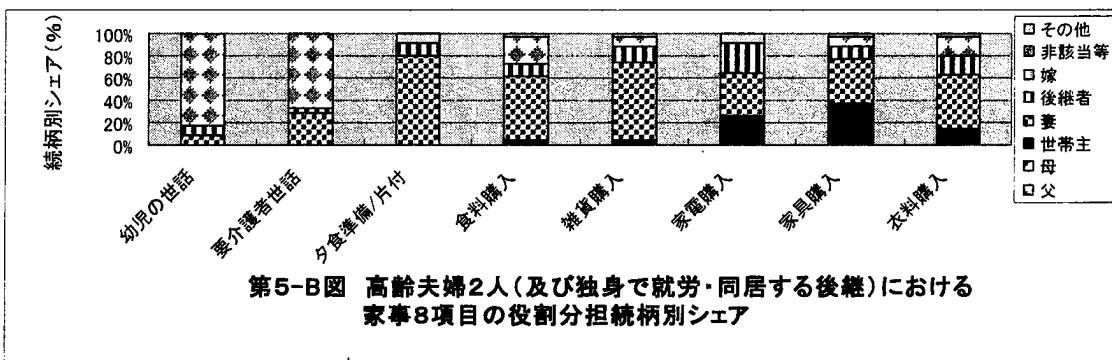
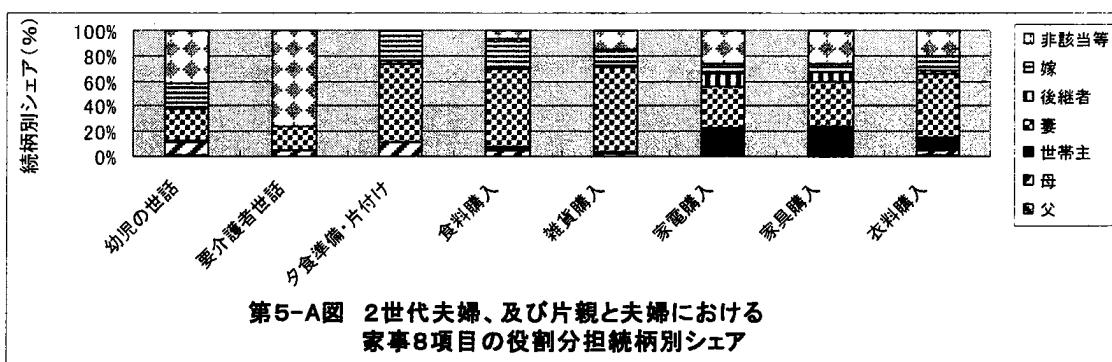
- ① 幼児の世話と要介護者世話とは、非該当等により回答のない者が、それ以外の諸項目よりずっと多かった。その中で、有効回答のみを見れば、幼児の世話について、(後継者)嫁と並んで(世帯主)妻が幼児の世話をしている。これには、孫の世話を祖母も分担する関係があることを示している。ちなみに、幼児の世話を母、妻、嫁のうちの1人が担当する家族10戸、分担しあう家族10戸である。この併せて20戸の嫁姑の間で、幼児の世話を上世代(姑)が1人又は中心になって行う例が6戸、下世代(嫁)1人又は中心になって行う例が14戸である。祖母が孫の世話をする農家が3割くらい存在するわけである。
- ② 夕食準備・片付け、食料購入、雑貨購入の3種の家事は大半を妻が担当し、一部だけ嫁が分担している。男性が担当するシェアはほとんどない(3項目とも父、世帯主、後継合計で4%未満)。食生活に関する家事は、幼児の世話と要介護者世話と同様に女性の仕事であり、性別分業が最も明確な分野である。
- ③ 家電購入、家具購入、衣料購入の3種の家事は、妻が中心的とは言え世帯主や後継者の担当する比重が増加する。前2者は家族共有の財産という性格があり、後1者には個々人の好みに左右されることから、そのような傾向が生じたのではないかと思われる。

次に、第5-B図により、「高齢夫婦」化が上記の分担関係をどう変えるかを指摘する。

- ① 幼児の世話は非該当者が8割強を占めるようになるが、回答者の中では妻よりも後継者の割合が多い。これは、後継のなかに子供のいる女性1人が含まれている影響である。
- ② 「2世代夫婦、及び片親と夫婦」において、夕食準備・片付け、食料購入は役割シェアが嫁23%，後継1~3%であったが、「高齢夫婦」において後継の役割シェアが11%になる。「高齢夫婦」の独身後継者は、女性が3人含まれることもあって、家事を手伝う者が多い。そして、雑貨、家電、家具、衣料の購入において、その傾向はさらに増幅される。

第4図と第5図とを比較してみれば、大枠としての次の特徴が明白になる。

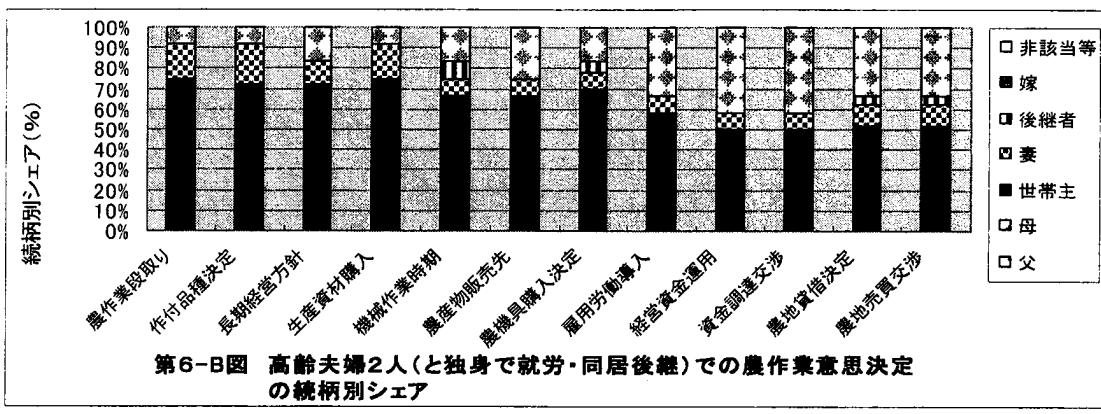
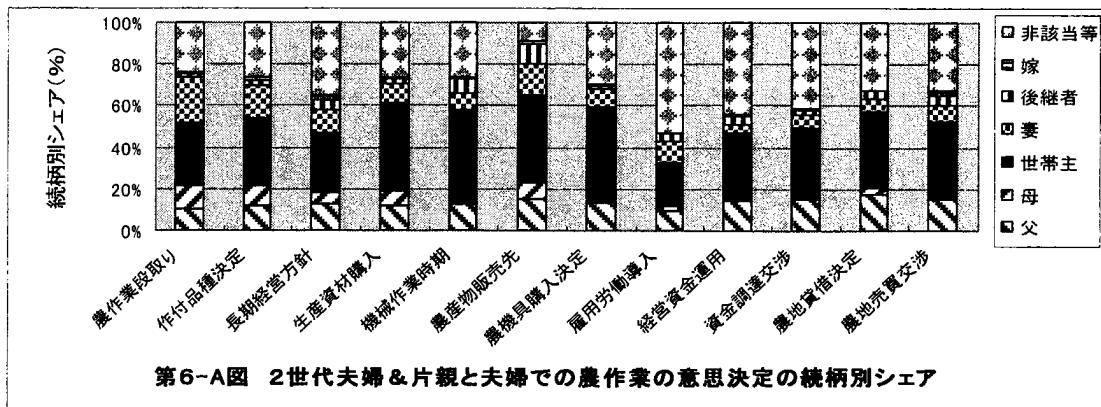
集落・農協など外部との付き合いは世帯主の、家事など家庭内の諸項目の遂行は妻の役割という分担関係が守られていること、言い換えれば、家族内の性別分業が存在することである。逆に、集落や家庭内における父母や後継者夫婦の役割は、小さく限定されている。父母の役割の少なさは、農家の家族内の権威の根拠が親と子間の血統や敬老精神にあるのではなく、世帯主及び妻というステータス（位座）に伴うものであることを示唆している。



注 1) 家事担当の仕方は、主、従、対等(及び別々)のいずれかを尋ねて、1人で担当する場合6、2人が主と従で分担する場合に主4:従2、2人が対等の場合それぞれ2のスコアを与えてカウントした。その他の分担の仕方はこれに準じ、非該当等による「回答なし」も1戸6とした。図の続柄別シェアは、この続柄別スコアが続柄スコア計に占めるパーセントである。

2) 第5-A図グラフの父、母、世帯主、後継者は僅少で不明なので、以下に数値(%)を示す。

	幼児の世話	要介護者世話	夕食準備等	食料購入	雑貨購入	家電購入	家具購入	衣料購入
父	1.0	0.0	0.0	0.5	0.0	1.0	0.0	1.7
母	10.8	4.9	10.8	4.4	2.9	0.0	0.0	3.7
世帯主	0.7	0.0	1.0	2.7	1.0	21.3	23.5	9.3
後継者	1.0	0.0	2.7	0.7	1.0	11.0	7.1	2.7



注 第6-A図グラフの母、後継者、嫁は僅少で不分明なので、以下に数値(%)を示す。

続柄	農作業段取り	作付品種決定	長期経営方針	生産資材購入	機械作業時期	農産物販売先	農機具購入決定	雇用労働導入	経営資金運用	資金調達交渉	農地貸借決定	農地売買交渉
母	10.8	9.8	5.9	6.9	0	4.9	0.7	2	0.5	1	2.9	1.2
後継者	2.2	2.5	4.9	2.5	6.6	6.4	2	3.9	3.4	2.7	3.4	5.1
嫁	0.7	1.5	2	0.5	0.7	0.7	0.5	0.5	1.5	0.7	0.5	2.2

では、上記のような役割分担ルールをもつ農家家族において、農業がどのような家族の作業分担関係として営まれているかを整理しておこう。第6-A図は、「2世代夫婦家族、及び片親と夫婦」における農作業12過程の意思決定別の続柄シェアを示している。社会的会合・公役への参加(第4-A図)、家事の分担(第5-B図)と比べれば、

- ① 各続柄それぞれが分担しあう形の、いわゆる協業として取り組まれている色彩が強い、
- ② 父のシェアは2~4割(12項目全体で世帯主シェアを1とした時の父のシェア比率(0.38)を占めて、集落会合や公役への参加状況(第4-A図)、4項目全体で世帯主シェアを1とした場合の父のシェア比率0.11)より相対的に大きい、なかでも資金調達交渉、農地貸借決定、農地売買交渉など財産に関わる項目への関与度合いがやや大きい、
- ③ 農作業段取り、作付け品種決定、農産物販売先は女性の細やかな配慮が有用なためか妻や母の担う程度が相対的に増えるが、それ以外の農作業諸過程は女性が意思決定に加わることが少ない、
- ④ 12過程を通じて世帯主が意思決定の中心的役割を担っている、等の特徴を指摘できる。

次に、第6-B図により、「高齢夫婦」においてどのような変化が起きるかを指摘しよう。

- ① 父母のいない「高齢夫婦」においては、世帯主が農作業12項目について意思決定するシェアが、「2世代夫婦、及び片親と夫婦」全体で35%だったのが、「高齢夫婦」全体では63%へと增加了。父母のいないぶん、妻による意思決定が増えそうなものだが、実際にはほとんど増えない。その結果、世帯主シェアを1とした場合の妻のシェア比率は「2世代夫婦、及び片親と夫婦」で0.29だったものが、「高齢夫婦」では0.18へと低下した。農作業における家族協業という性格が、「高齢夫婦」では薄れるのである。
- ② 「2世代夫婦家族、及び片親と夫婦」の後継は農作業をあまり手伝わなかったが、「高齢夫婦」の後継はそれに輪をかけて手伝わない（意思決定シェアで「2世代夫婦家族、及び片親と夫婦」3.9%から「高齢夫婦」1.9%へと低下する）。

以上から、高齢化による直系家族の弱体化は、家族協業の崩壊と高齢な世帯主への農作業の集中をもたらしていることがわかる。

ところで、農作業の意思決定を誰が行うかに影響する要因として、農作業従事日数を上げて、検討してみよう。農作業に多く従事するほど、意思決定への発言権が大きくなるという仮説を想定するのである。第10表は、「2世代夫婦家族、及び片親と夫婦」及び「高齢夫婦」における、続柄別の農業従事日数、世帯主を1とした場合の農作業従事日数比率、意思決定シェア比率を示している。

同表の右側2列の、世帯主を1とした場合の続柄別農業従事日数比率、及び農作業意思決定シェア比率を見比べてみる。

まず、「2世代夫婦家族、及び片親と夫婦」及び「高齢夫婦」をプールした10個のデータについて、農業従事日数比率と農作業意思決定シェア比率の間の（自由度調整済み）相関係数を算出すると、0.68（単相関係数0.72）であった。農作業に多く従事するほど、意思決定への発言権が大きくなるという仮説は、成立すると言つて良いだろう。

次に、内訳をみると、続柄によって少し差異がある。農作業意思決定シェア比率が農業従事日数比率を上回るのは父のみで（0.24→0.38）、それ以外の続柄は全て小さい。父は、（世帯主を基準にして）農業従事日数の割に、農作業の意思決定に関与するシェアが大きいのである。逆に、母や妻は農業従事日数が多い割に、意思決定に関与する度合いが小さく、とくに「高齢夫婦」でその傾向が強いようである。

第10表 家族形態別、続柄別にみた農業従事日数、世帯主に対する農業従事日数比率及び農作業の意思決定シェア比率

家族形態	続柄	農業従事日数	集計人數	平均農業従事日数	世帯主に対する農業従事日数比率	世帯主に対する農作業意思決定シェア比率
単位						
2世代夫婦	父	951	9	105.7	0.24	0.38
及び	母	1545	19	81.3	0.39	0.11
片親と夫婦	世帯主	3949	33	119.7	1.00	1.00
	妻	4143	33	125.5	1.05	0.29
	後継者	592	22	26.9	0.15	0.11
	嫁	140	13	10.8	0.04	0.03
高齢夫婦	世帯主	2052	12	171.0	1.00	1.00
	妻	1765	11	160.5	0.86	0.18
	後継者	375	5	75.0	0.18	0.03
	嫁	27	3	9.0	0.01	0.00

注：世帯主に対する農業従事日数比率、及び農作業意思決定シェア比率は続柄別スコア計についての比率である。

「2世代夫婦家族、及び片親と夫婦」の後継は、従事日数の少なさに応じて意思決定シェアも少ないが、両者の差は小さい。「高齢夫婦」の後継は、未婚や女性が含まれている影響もあって、農業従事日数が少ないし、意思決定への関与度合いはさらに小さい。

このように、直系家族の役割遂行は、男性優位の性別分業をベースにして、世帯主夫婦を中心にして行われている。集落・農協総会など対外的な付き合いは世帯主、家事は妻、そして農作業の意思決定は世帯主を中心にしつつも、家族協業（とくに父の役割を重視）という形で行われている実態が明らかになった。

ところで、これら社会的付き合い、家事、農作業の分担関係が、移譲の遅延に伴う世帯主年齢の高齢化により、影響を受ける。家事での妻（世帯主世代）の采配の大きさが後継者世代の暮らし方と軋轢を起こして、親子2世代同居という直系家族の居住原則を揺るがし始める〔次節(5)〕。集落総会に参加する高齢な世帯主の増加が、地域組織やサークル活動への停滞となって、集落の空洞化を助長する〔次々節(6)〕。言い換えれば、高齢化にともなう役割分担の家族内変化が顕在化して、目に見える形での社会的変化をもたらすのである。

#### (5) 親子2世代の同別居状況

直系家族においては、親夫婦と後継夫婦とが同居するのを原則とする。その居住原則が、都市近郊の調査2集落において、どのような状況にあるかを見ておこう。

第11表は、職業別、同居／他出別の後継者数を示している。就労する後継者総数37人（総数53人から幼児・学生12人と不明・いない4人を除く）のうち、親と同居する者が26人（70%）、他出する者11人（30%）である。職業別では勤務者（サラリーマン）が26人（70%）である。加えて、職業不明者5人のうち過半が都市在住のため勤務者と推定されること、農業の1人は都市での勤務の後Uターンして就農したこと、無職1人も都市での勤務をリストラされたのでUターンして求職中であること等を考えあわせると、後継者の職業は、圧倒的に勤務者であると言って大過ないだろう。

集落が都市近郊にあることが、（中山間地に比べて）在宅通勤の可能な勤務先を見つけるのに有利に作用し、後継者による親との同居をしやすくしている。勤務の都合で転勤を余儀なくされる後継者もいるが、彼らのなかには将来的には戻ると見込まれている者（親の期待を含めて）もけっこう多い。そのため、後継者の他出は現に多いけれども、それにより消滅を予期させる農家は、それほど多くないように思われた。近々消滅する危険性の高い農家は、具体的には、成功した息子が他出先（埼玉と大阪）で定着してしまい、親（父89歳、母79歳）が一人暮らしをする2戸であろう。

他方、独身のまま中高年を迎える子弟4人（世帯主50,46歳、後継息子46歳、及び後継娘38歳）と子供のいない40歳代夫婦1組が存在する。また、子供数の減少が男の子供のいない家族を増やして、未婚の娘を後継扱いにする農家が8戸ある。その娘が結婚後も実家にとどまるか否かはわからない。後継娘（38, 38, 31歳と年齢不明1）に婿を取った農家が現に4戸存在するが、今後とも婿取りという結婚形態が続くかどうかもわからない。

第11表 職業別、同居／他出別の後継者数

(単位:人)

後継職業	同居				同居計	他出				他出計	不明	総計
	既婚	未婚	婿養子	未婚娘		既婚	未婚	婿養子	未婚娘			
勤務	7	7	1	4	19	4	2	1		7		26
自営	1		1		2	1	1			2		4
農業	1					1						1
幼児・学生		8			2	10		1	1	2		12
家事						1	1					1
無職		1				1						1
不明		2			2	1		1		2	1	5
いない											3	3
総計	10	17	2	7	36	6	4	2	1	13	4	53

注：後継者は原則として長男、長男が他出していて就労・同居の次三男がいる場合は次三男。

いざれにしろ現代は、従来から問題化している後継の他出（但し、都市近郊の当調査集落では中山間地などに比べて、上述のように帰郷もけっこう見込まれる）のほかに、こうした未婚・少子化問題が、次代の継承において農家の存廃に影響する要因として大きく浮上するのは必定である。

第12表は、同別居形態別、家族類型別の農家数とその平均世帯員数を見ている。まず、親世代と子世代夫婦の同別居形態の総数をみると、同居が28戸で総数のおよそ半数を占め、2番目に多いのが敷地内別居9戸、3番目が後継者の他出8戸、4番目に近隣別居3戸と続いている。親子2世代同居の居住原則が半ば堅持されており、それを危うくする後継者の他出はいまだ比較的に少ないことがわかる。在宅通勤可能な都市近郊にあることが、その理由の1つであろう。とはいえ、敷地内別居と近隣別居があわせて12戸（総数の4分の1弱）存在しており、親子同居形態が変容しつつある。

上記の傾向は、親子2世代の人生が重なる「2世代夫婦」、及び「片親と夫婦」という家族2類型に焦点をあてれば、より鮮明に出てくる。2世代夫婦21戸では、後継者の他出が（規定から当然であるが）ゼロの一方で、敷地内別居8戸38%と多かった。片親と夫婦13戸では、他出4戸31%と多く、そのかわり敷地内別居は1戸8%と少なめであった。

ただ、親子が同居するか否は、単に家族類型といった外形ではなく、その関係者の健康状況や年齢により規定されるものであろう。父母の健康状態と年齢は、次の通りである。

「2世代夫婦、及び片親と夫婦」にいる父母28人は、7人のうち6人までが健常であり、「2世代夫婦」と「片親と夫婦」間に差異はなかった。しかし、年齢では少し違いがあった。「2世代夫婦」の父は75.0歳に対して母は72.7歳で、男女の結婚年齢差を反映して父母間に2.3歳の年齢差があった。「片親と夫婦」になると、父はわずかに76歳が1人しかいなかつたのに対して、母は12人いて、平均年齢は80.8歳であった。ここから、父母の健康状況が同別居形態に影響してはいないこと、「片親と夫婦」に比べて「2世代夫婦」父母の若さが敷地内別居を選択させている一因となること、等が推察されるのである。

第12表 家族類型別、同別居形態別の農家数とその平均世帯員数  
(単位:戸、(人))

同別居	2世代夫婦片親と夫婦	夫婦と子供	高齢夫婦	変則・独居	総計
同居	12(5.4)	7(5.0)	4(3.3)	3(3.0)	2(2.5)
同居階分け	1(6.0)				1(5.0)
敷地内別居	8(5.9)	1(6.0)			
近隣別居			3(2.0)		3(2.0)
他出		4(3.5)		2(2.5)	2(1.0)
非該当			2(4.0)		
不明		1(4.0)			1(4.0)
総計	21(5.6)	13(4.5)	6(3.5)	8(2.5)	5(2.4)
					53(4.3)

注(1) 同居×2世代夫婦の平均世帯員集計人數は不明1戸を除く11戸の平均値である。

注(2)「独身子・高齢夫婦」のうち、独身子とは両親と独身の中壮年後継者の同居、

高齢夫婦とは、高齢の夫婦2人のみが同居する家族を指す。

注(3) 同居階分けとは、同一家屋に住むが、生活スペースを1階と2階とで分ける、

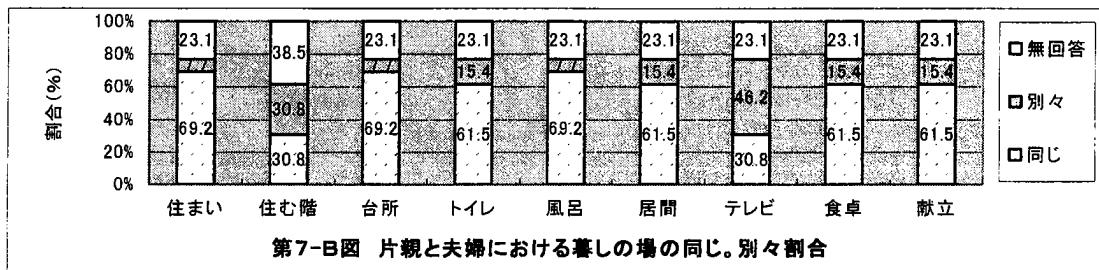
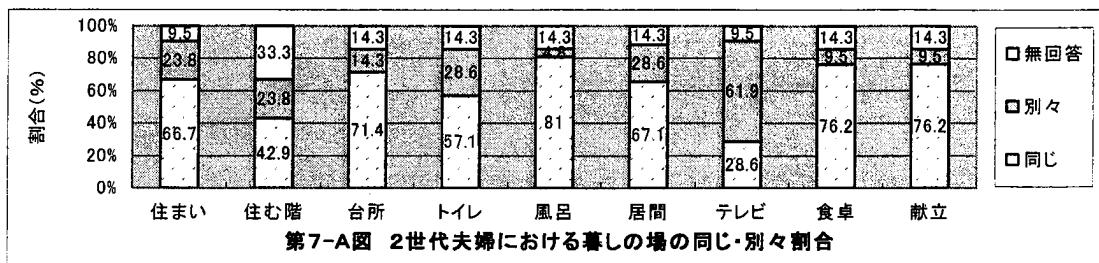
敷地内別居とは、同一敷地内にある別棟に住む、近隣別居とは、実家の近くに家を構えて住む、別居形態の略称である。

このように都市近郊の調査集落において、農家は親子同居に堅持しつつ、それと並行して同居階分け、敷地内別居、近隣別居といった親子同居の変容形態（同表注(3) 参照）を増加させ、親子世代間の住み分けをはかっている。

では、親世代と子世代とは、どのような暮らしの場を共同でやっているかを整理しよう。

第7-A図は「2世代夫婦」、第7-B図は「片親と夫婦」について、9つの生活の場を親子で一緒にやっているか、それとも別々にやっているかを質問した結果である。「2世代夫婦」と「片親と夫婦」とのおおまかな差異を列举すれば、次のようなである。

- ① 住まいは敷地内別居が多い「2世代夫婦」の方が、「片親と夫婦」に比べて別々が住む者が多い。逆に、親子の住む階を1、2階で仕分けるのは「片親と夫婦」の方が「2世代夫婦」よりもやや多めである。「片親と夫婦」について、第12表で「同居階分け」がないのに、本図で住む階が別々の多いのは、第12表では住む階が別々と回答した者で、かつ9つの暮らしの場のうち4つ以上で別々と回答した者を「同居階分け」と分類したのに対して、本図では住む階だけの回答で分類したためである。「片親と夫婦」においては、居室（或いは寝室）は階を分けても、そのほかの暮らしは一緒にやっている者が多いのである。
- ② 台所、食卓、献立という食事関連は、「2世代夫婦」の方が「片親と夫婦」より一緒にする者が多い。居間も同様なことは、「2世代同居」の方が「片親と夫婦」に比べて、一家団らんを重視することを示唆しているよう。加えて、より高齢化している片親の場合、もはや子夫婦との食事の好みの違いから一緒にするのが難しいという事情もあるかもしれない。
- ③ 家族数の多い「2世代夫婦」の方が相対的に多くトイレを分けているのは、からあうリスクの回避からみて当然であり、にもかかわらず風呂を一緒にしている割合が多いのは経費節約による合理的行動と言えよう。テレビもからあうリスクの多い趣味にかかる領域だが、安価さが別々にする割合を格段に多くしているのであろう。



注： 図の棒グラフ中の数値は、各項目計を100とした場合の内訳パーセントである。

親子同居を原則としてきた直系家族においても、長寿化は同居期間の長期化をもたらすため、住み分けをはかり、同居にともなう軋轢の軽減化をはかる必要性が増加している。それが、敷地内別居、近隣別居という居住形態の多様性を生み出すと同時に、具体的な暮らしの場においても親子世代間の生活の分離を引き起こしているのである。

#### (6) 続柄別にみた地域組織・サークルへの参加状況

これまで兼業と高齢化の深化する都市近郊の農家家族関係について、変わりゆくものと守られ続けるものとの2側面を指摘した。つまり、農家は、役割移譲慣行や親子同居原則を柔軟に変化させて、兼業深化や高齢化にともなう家族員間の軋轢を回避し、直系家族の内実を堅持しようとしていた。こうした家族の役割分担関係の動静が、農家と地域社会との関わりあいへどのように反映することになるかを、次に検討しよう。

第13表は、全農家（不明1戸を除く52戸）の続柄別にみた地域組織（地域を基盤におく諸々のフォーマル組織、集落もその1つ）の役職就任者数である。役職就任は調査時現在から過去3年内に就いた役職をカウントしている。特徴として、次のようなことがある。

- ① 地域組織への「役職就任率」は、男性が女性に比べて格段に多い。それは(4)で指摘したように、地域組織への参加が家族内ステータス（続柄）にもとづくことが多いので、役職の就任者も必然的に男性が多くなるからである。地域組織への参加が家族内ステータス（続柄）にもとづいて行われるという暗黙裡のルールが、男性参加者の多さにつながり、役職就任者の多さに結果するという、間接的な性的差別の仕組みを農村社会は内包している。
- ② サークル参加率は、地域組織への役職就任率に比べて、格段に少ないが、男女差も小さい。概して、サークル活動は沈滞していると見て良いだろう。

第13表 続柄別の地域組織役職就任者、サークル参加数

	無役職者 数	役職就任 者数	役職就任率 %	平均役職 件数	サークル 参加者数		平均サー クル参加率 %	集計人 数	役職就任者 平均年齢	サークル参 加者平均年 齢	続柄別平 均年齢
					人	人	件／人	人	%	件／人	人
父	6	4	40.0	0.40	1	10	0.1	10	69.8	73	75.3
母	21	1	4.5	0.05	1	4.5	0.05	22	80	80	77.8
世帯主	26	26	50.0	0.77	6	11.5	0.15	52	61.2	62.5	59.4
妻	38	8	17.0	0.19	5	10.6	0.13	47	59.8	59	56
後継者	23	2	8.0	0.08	2	8	0.08	25	40	37.5	33.2
嫁	13	0	0.0	0.00	1	7.7	0.08	13	なし	35	35.7

注：集計人数は、一切不明の1戸を除く52戸の集計である。ただし、世帯主と妻の平均年齢は年齢不明の1戸を除き、さらに妻については、妻にいない5戸を除いた差し引き計、51戸と46戸の集計である。

- ③ 男性の役職就任率において、世帯主が 50%と最も多く、ついで父親の 40%が続く。もっとも、世帯主と父親の平均年齢は 16 歳ほどしかない。本来なら、父親になっていても良い年齢の世帯主が、移譲の遅延により世帯主を続けていることの影響が、ここにも出ている。そして、後継者の役職就任率は極端に少なくなっている。
- ④ 役職就任者及びサークル参加者の年齢は、続柄別平均年齢よりやや高めが多いが、父は低めである。高齢な父母の場合は、年齢の相対的に若い方が役職に選ばれやすいのは当然であろう（例外的に、母 1 人が 80 歳で役職に就いているが、これは老人クラブ会長であった）。

このように家族は、役割分担にもとづき家族員間の関係を律するだけではなく、地域組織への参加や公役の分担により地域社会を支え、それとつながっている。そのため、家族員の高齢化や家族構成の弱化は、地域社会にもろに影響する。

さて、地域組織とサークルとは、具体的に、どのような分野での組織であり、活動なのかを参考までに紹介しておこう。まず、第 14 表は、それぞれの続柄が、どのような地域組織の役職に就いているかを、7 分野に分けて整理している。

「町会関連」とは集落の部落会の会長や班長で、都市近郊の当該集落は部落会を「町会」と呼ぶのである。主として、世帯主が、補助的に父が就いている。「宗教」役職とは、氏子総代と檀家総代で、父と世帯主とが分け合って就いている。父 1 人が 73 歳に対して、世帯主 2 人は 72 歳と 67 歳で、いずれも高齢者である。

「JA 関連」とは、理事、農家組合、各生産部会の役職で圧倒的に世帯主が就いている。後継者の兼業化した当集落農家においては、農協との付き合いは、世帯主の役割である。

世帯主が役割を独占する分野として、「財産区・森林組合」と「農業関連」がある。前者は共有林に関する組織であり、土地所有（共有）にかかわっている。後者は、農業団体や松本市役所の所管する組織で、土地改良区、経営者協会、農業関係委員会などがある。

世帯主と妻と後継者が役職を分け合う分野が「生活・福祉・教育・消防」である。公民館や民生委員などは世帯主が、保健指導員は妻が、そして消防団は後継者がそれぞれ役職に就いていた。交通安全協会や体育協会は続柄を問わず、それぞれが就いていた。

妻を中心に女性が独占した役職は「女性・老人・PTA」だった。婦人会、老人クラブ、PTA が含まれている。

第14表 続柄別にみた分野別の役職就任件数

	(単位:件)						
	町会関連	JA関連	生活・福祉・財産区・森林 教育・消防	組合	宗教	農業関連	女性・老人 人・PTA
父	3	1	0	0	1	0	0
母	0	0	0	0	0	0	1
世帯主	10	9	6	8	2	5	0
妻	0	0	3	0	0	0	6
後継者	0	0	2	0	0	0	0

第15表 続柄別にみた分野別のサークル参加件数

(単位:件)

	体育	趣味	女性・老人	ボランティア
父	1	0	0	0
母	1	0	0	0
世帯主	2	4	2	0
妻	1	4	0	1
後継者	2	0	0	0
嫁	0	0	1	0

注: 「女性・老人」は、世帯主と嫁が老人会と若妻会を各1件挙げたので、  
サークル扱いにした。妻のボランティア1件は福祉活動である。

第15表は、インフォーマルなサークル活動への参加状況について、続柄別に整理している。全体に低調ななかで、「体育」と「趣味」のサークルが比較的盛んであることがわかる。「体育」は年齢に応じて、父母はゲートボール、世帯主と後継者は野球、妻は体操に参加していた。「趣味」は旅行会、詩吟、大正琴等など、個人の好みを反映して多様である。世帯主と妻が参加している。

### 3 むすび

以上、地域組織とサークルへの参加状況から浮かび上がる松本市（都市）近郊の農家と集落の構造は、次のように位置づけることができよう。

日本の農家は直系家族である。それは、親から一子への農業（と農地）の継承を目的とする。生業としての農業の継続のためには、それなりに効率的な生産体制が必要である。そこから、家族員間の役割分担の明確化とその統合という、直系家族の特徴が派生する。

このような視点から、まず初めに直系家族特有の現象である親子間の役割移譲を、数理的モデルとして捉え、高齢化がこのモデルへ与える変化を理念的に3つに類型化した。具体的には、親から子への移譲時期の遅延化する、移行過程の長期化する、移行過程の短縮化する、という3類型である。役割移譲が明確に慣行化している地域において行われた先行業績の調査における隠居慣行事例は、理念3類型に照合する役割移譲の実在を報告し、上記理念類型が有効性などを示唆している。

ところで、本調査地は親から子への権限移譲は半ば行われているにすぎずない、権限移譲慣行の緩やかな地域であった。そこで長寿化が起きると、（部分的にしか行われていない）

移譲の開始時期を遅延化する方向へ作用した。

親子間の移譲慣行が緩やかだが、現住家族員の間では、かなり明瞭な役割分担関係が存在する。内訳では、第1に、家族にとって対外的な付合いは男性（世帯主、父）、内部的な家事・育児は女性（母、妻、嫁）という明確な役割分担が存在すること、第2に、農作業の意思決定は男性中心にしながら、家族ぐるみで従事するという協業体制が存在すること、第3に、役割分担の明確化は世代間にも及び、意思決定への関与度合いは世帯主夫婦において大きく、高齢な父母や青壯年の後継者において小さいこと、などである。

ウォルフの家族勢力構造の類型化基準を適用すると、日米都市の消費家族に比べて当該調査農家家族は男性優位型が多く、自律型は同水準かやや少なめ、一致型はかなり少なめという結果であった。男性優位型の多さは上記の第2に対応するもので、農家が体力のいる農業生産システムであることに由来するのであろう。また、自律型の多さは第1に対応するもので、その由来は生産と消費の分離という都市生活パターンの浸透によるというより、むしろ、効率性を追求する農業生産システムの分業体制に根ざしたものであると筆者は考えている。

ところで、当該調査農家において、後継者世代の大半は在宅通勤が可能であった。そのため、家族構成は親子2世代がそろい、直系家族をそれなりに堅持する農家が多い。家族は、従来の家族協業をベースにおく明確な役割分担関係を維持し、男性優位の勢力構造をもつところが多いのである。

ただ、兼業の深化は、農業に対する後継者の関心を薄れさせて、長寿化は高齢者の活動期間を延長させた。それが、従来励行された親子2世代間の役割移譲の遅延を引き起こし、世帯主の高齢化を助長する。その結果、第1に、農作業の意思決定権は世帯主が、家事は妻が保持するという事態が長期化する。第2に、「高齢夫婦」において家族協業は崩れて、役割が高齢な世帯主夫婦に集中する傾向が助長される。

上記のような高齢化が家族の内部構造へ与える影響は、次第に、目に見える構造変化となって発生しつつある。

第1は、2世代夫婦の同居期間の長期化による軋轢の緩和策として、親子間の生活分離が直系家族の枠組み内で試みられる。2世代夫婦間の敷地内別居が、その典型例である。

第2は、兼業の深化が、地域社会に対する後継者の関心をも薄れさせて、集落を単なる寝倉へと変えつつあることである。地域組織への参加の役割を高齢の親が世帯主として果たすことが、その傾向に拍車をかける。地域組織は健在であるが、その担い手は高齢化しており、サークル活動も沈滞している。地域社会の空洞化が起きている、と言って良い。

農政においては、高齢者が農家・農作業・集落社会で果たしている役割の大きさを認知すると共に、その弊害をも視野に入れた総合的対策が検討されなければならないだろう。

## [注]

- (1) 当該松本市 2 集落調査の報告論文として、池本(1999)がある。
- (2) 中山間地集落の社会構造についての報告論文として、例えば、相川他 (1996) がある。
- (3) 農家家族の個人化を主張した文献として、熊谷 (1998) がある。
- (4) 「高齢夫婦」 12 戸について、家族構成類型との関連を示せば、「夫婦と子供」 4 戸、「独身子・高齢夫婦」 7 戸、「変則・独居」 1 戸である。

## [参考文献]

- 相川良彦・叶堂隆三・岡本緒里・小林妙子 (1996) 「中山間地における家族・集落構造と高齢者介護福祉－長野県北御牧村切久保集落の実態調査報告－」 (『農業総合研究』 第 50 卷第 1 号)
- 池本良教 (1999) 「農村における人口高齢化と家族・地域－農業と世帯、集落の継承に関する高齢化の現局面－」 (日本村落研究学会編『高齢化時代を拓く農村福祉』 農山漁村文化協会)
- 石原邦雄 (1993) 「世帯主宰権の世代的移行とその変化」 (森岡他『家族社会学の展開』 培風館)
- 石原邦雄 (1977) 「世帯主宰権からみたライフサイクルと家族変動」 (森岡清美編『現代家族のライフサイクル』 培風館)
- 熊谷苑子 (1998) 『現代日本農村家族の生活時間』 (学文社)
- 甲田和衛・高坂健次 (1989) 『社会学研究法』 (放送大学教育振興会)
- 杉岡直人 (1990) 『農村地域社会と家族の変動』 (ミネルヴァ書房)
- 増田光吉 (1965) 「現代都市家族における夫婦及び姑の勢力構造－神戸市の場合－」 (『甲南大学文学会論集』 第 27 卷社会科学編)

## [後記]

松本市集落調査は、1997 年 11 月に実施した。調査員は、池本良教（広島国際学院大学、現所属、以下同様）、岡江恭史（農林水産政策研究所）、叶堂隆三（福岡国際大学）、築山秀夫（長野県立短期大学）、本城昇（埼玉大学）と筆者であった。調査の機会を与えていただいた全国共済農協連合会の今尾和実、農協共済総合研究所の平野稔、泉田富雄、（財）農政調査委員会の白幡一郎の各氏、また調査にご協力いただいた松本市役所・支所、2 集落の農家及び世話役各位の厚意に深謝致します。